

経営事項審査の手引き

令和8年度（第2版）

注意点等

- 1 審査方法について
原則、審査は遠隔で行います。
書類の提出は、原則郵送又は電子申請によりお願いします。
- 2 技術職員が基準日時点で6か月を超えて雇用されていることの確認書類について
健康保険証の新規発行終了に伴い、令和7年12月2日以降を審査基準日とする経営事項審査においては、健康保険証に代えて、審査基準日に対して適用年月が6か月より前の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、住民税特別徴収税額を通知する書面又は賃金台帳（写）等で確認を行うこととします。
また、CCUS加入事業者においては、直近の技能者情報（帳票1-1）での確認も可能となります。

なお、令和7年12月1日以前を審査基準日とする経営事項審査においては、審査基準日時点で有効な健康保険証を確認書類として使用いただけます。
- 3 消費税確定申告書及び添付書類について
令和7年1月から税務署による收受日付印の押なつが廃止されたことに伴い、令和7年1月以降に税務署に提出された申告書については、收受日付印なしでも受け付けることとします。
※e-Taxをご利用の場合、申告等データと一緒に受信通知もご提出ください。
- 4 電子申請について
和歌山県が実施する経営事項審査において電子申請を利用する手順は次のとおりです。
審査の申込（従来どおり）⇒事前提出（従来どおり）⇒電子申請システム（JCIP）を用いた申請⇒県証紙の提出又はオンライン納付申請⇒審査⇒（補正等の対応）⇒結果通知書の送付（従来どおり）

和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

経営事項審査の手引き

令和8年度（第1版）

注意点等

- 1 審査方法について
原則、審査は遠隔で行います。
書類の提出は、原則郵送又は電子申請によりお願いします。
- 2 技術職員が基準日時点で6か月を超えて雇用されていることの確認書類について
健康保険証の新規発行終了に伴い、令和7年12月2日以降を審査基準日とする経営事項審査においては、健康保険証に代えて、審査基準日に対して適用年月が7か月以上前の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、住民税特別徴収税額を通知する書面又は賃金台帳（写）等で確認を行うこととします。
またCCUS加入事業者においては、直近の技能者情報（帳票1-1）での確認も可能となります。

なお、令和7年12月1日以前を審査基準日とする経営事項審査においては、審査基準日時点で有効な健康保険証を確認書類として使用いただけます。
- 3 消費税確定申告書及び添付書類について
令和7年1月から税務署による收受日付印の押なつが廃止されたことに伴い、令和7年1月以降に税務署に提出された申告書については、收受日付印なしでも受け付けることとします。
※e-Taxをご利用の場合、申告等データと一緒に受信通知もご提出ください。
- 4 電子申請について
和歌山県が実施する経営事項審査において電子申請を利用する手順は次のとおりです。
審査の申込（従来どおり）⇒事前提出（従来どおり）⇒電子申請システム（JCIP）を用いた申請⇒県証紙の提出又はオンライン納付申請⇒審査⇒（補正等の対応）⇒結果通知書の送付（従来どおり）

和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

10. 申請書及び添付・提示書類

(1) 提出部数

2部 (正本1部、控え1部)

※控えは正本の写しでもかまいません。受付印を押してお返しします。

※JCIPによる申請の場合、控えの返却を希望しないときは提出不要です。

(2) 申請書及び添付書類

○記入方法については、技術調査課ホームページ(経営事項審査)の(2)申請書等記載例・記載要領をご参照ください。

(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/keisinn_top.html)

○下表の順番で、A4版の大きさと綴じてください。

申請書・添付書類			知事許可業者	
			正本	控
①	経営規模等評価申請書等	(表紙)	○	写
②	経営規模等評価申請書等	(様式第二十五号の十四)	○	写
③	工事種類別完成工事高	(別紙一)	○	写
③-2	工事種類別完成工事高付表	(別記様式第1号)	※該当者のみ	○ 写
④	工事経歴書	(様式第二号)	○	写
⑤	その他の審査項目(社会性等)	(別紙三)	○	写
⑥	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	(通知)様式第6号	※該当者のみ	○ 写
⑦	「建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度」に関する誓約書	(通知)様式第7号	※該当者のみ	○ 写
⑦-2	自主宣言制度において宣言していることを証する書面	※自主宣言制度IPの各宣言企業の詳細ページのうち「宣言内容」からダウンロード可能。	※該当者のみ	○ 写
⑧	経理処理の適正を確認した旨の書類	(通知)様式第2号	※該当者のみ	○ 写
⑨	建設機械の保有状況一覧表	(確認様式1)	※該当者のみ	○ 写
⑩	技術職員名簿	(別紙二)	○	写
⑪	CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)	(別記様式第4号)	※該当者のみ	○ 写
⑫	技能者名簿	(別記様式第5号)	※該当者のみ	○ 写
⑬	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	(別記様式第3号)	※該当者のみ	○ 写
⑭	建設業退職金共済事業加入・履行証明書		※該当者のみ	○
⑮	経営状況分析結果通知書		○	
⑯	「資本性借入金」該当証明書	(様式)	※該当者のみ	○ 写
⑰	審査手数料印紙(証紙)貼付書		○	
⑱	委任状		※該当者のみ	○

10. 申請書及び添付・提示書類

(1) 提出部数

2部 (正本1部、控え1部)

※控えは正本の写しでもかまいません。受付印を押してお返しします。

※JCIPによる申請の場合、控えの返却を希望しないときは提出不要です。

(2) 申請書及び添付書類

○記入方法については、技術調査課ホームページ(経営事項審査)の(2)申請書等記載例・記載要領をご参照ください。

(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/keisinn_top.html)

○下表の順番で、A4版の大きさと綴じてください。

申請書・添付書類			知事許可業者	
			正本	控
①	経営規模等評価申請書等	(表紙)	○	写
②	経営規模等評価申請書等	(様式第二十五号の十四)	○	写
③	工事種類別完成工事高	(別紙一)	○	写
③-2	工事種類別完成工事高付表	(別記様式第1号)	※該当者のみ	○ 写
④	工事経歴書	(様式第二号)	○	写
⑤	その他の審査項目(社会性等)	(別紙三)	○	写
⑥	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	(通知)様式第6号	※該当者のみ	○ 写
⑦	経理処理の適正を確認した旨の書類	(通知)様式第2号	※該当者のみ	○ 写
⑧	建設機械の保有状況一覧表	(確認様式1)	※該当者のみ	○ 写
⑨	技術職員名簿	(別紙二)	○	写
⑩	CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)	(別記様式第4号)	※該当者のみ	○ 写
⑪	技能者名簿	(別記様式第5号)	※該当者のみ	○ 写
⑫	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	(別記様式第3号)	※該当者のみ	○ 写
⑬	建設業退職金共済事業加入・履行証明書		※該当者のみ	○
⑭	経営状況分析結果通知書		○	
⑮	「資本性借入金」該当証明書	(様式)	※該当者のみ	○ 写
⑯	審査手数料印紙(証紙)貼付書		○	
⑰	委任状		※該当者のみ	○

(3) 知事許可業者の提示書類一覧

- ※原本が電子データの場合には、紙に打ち出してご提示ください。
- ※**確認書類の事前提出は必要ありません。**申請書のみ提出をお願いします。
- ※J C I Pによる申請の場合はPDF化してJ C I Pにアップロードしてください。

審査項目	確認書類
(1) 経営規模等評価申請書 (表紙のみ事前提出)	①建設業許可申請書 ②建設業許可通知書 ③建設業許可の各種変更届 (振興局建設部の受付印のあるもの) ④前年の経営事項審査申請書の控え (県の受付印のあるもの)
(2) 工事種類別完成工事高	①建設業許可の決算変更届出書 ※完成工事高が2年平均時は2年分、3年平均時は3年分 ②消費税確定申告書及び添付書類(審査対象事業年度分) ※新規に申請する場合、完成工事高が2年平均の場合は前期分、3年平均の場合は前々期分も必要です。 ※電子申告の場合は、電子申告データ及び受信通知を出力したもの ※免税業者は除く ③工事台帳、総勘定元帳など請負額の実在性が確認できるものを、上記①、②に加えて追加で求めることがあります。
(3) 工事経歴書 (事前提出) ※ 工事経歴書は、消費税の課税業者は「税抜」、免税業者は「税込」で作成してください。 ※ 新規で申請される際に、前年度以前の実績がある場合は、年度毎に工事経歴書を作成してください。(2年平均の場合は2年度分、3年平均の場合は3年度分)	①工事請負契約書(注文書及び請書) ※工事経歴書に記載が必要な工事の内、請負金額の上位3件分(元請・下請合わせて金額の大きい順) ※発注者、受注者、請負金額、工期、工事名が確認できる部分が必要です。ただし、変更契約を行っている場合には、変更ごとの請負金額を確認できる部分を追加してください。 ※工事経歴書に記載されている工事について契約書等がない場合は、工事の内容及び入金が確認できる書類(請求書、売上帳、通帳(写)、工事代金振込通知書等)(注1) ※JV工事の場合は、協定書等で出資比率が確認できる協定書等を追加で提出してください。 ※電子契約により工事請負契約を締結している場合は、①に加えて「原本性証明に関する資料」又は「入金確認書類」を求めることがあります。(注2) ②工事経歴書においてプレストレストコンクリート構造物工事、法面処理工事、鋼橋上部工事の施工実績がある場合は、当該工事に係る工事契約書及び仕様書等(工事経歴書に記載された請負金額の上位3件に該当する工事のみ) ③施工体制台帳等 申請内容に疑義がある場合、①及び②のほかにも、施工体制台帳やその他の書類を追加で求めることがあります。
(4) 社会性等	
建設業退職金共済組合加入の有無	○建設業退職金共済組合加入・履行証明書【原本提出】 (履行証明書の発行ができない場合は原則加算対象外) ※承継等にかかる経営事項審査の場合で、証明書が発行できない際はご相談ください。
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	(1)退職一時金制度導入の場合(下記のいずれか) ○中小企業退職金共済制度への「加入を証明する書面」 ○特定退職金共済団体制度への「加入を証明する書面」 ○労働基準監督署の受付印のある「就業規則」又は「労働協約」

(3) 知事許可業者の提示書類一覧

- ※原本が電子データの場合には、紙に打ち出してご提示ください。
- ※**確認書類の事前提出は必要ありません。**申請書のみ提出をお願いします。
- ※J C I Pによる申請の場合はPDF化してJ C I Pにアップロードしてください。

審査項目	確認書類
(1) 経営規模等評価申請書 (表紙のみ事前提出)	①建設業許可申請書 ②建設業許可通知書 ③建設業許可の各種変更届 (振興局建設部の受付印のあるもの) ④前年の経営事項審査申請書の控え (県の受付印のあるもの)
(2) 工事種類別完成工事高	①建設業許可の決算変更届出書 ※完成工事高が2年平均時は2年分、3年平均時は3年分 ②消費税確定申告書及び添付書類(審査対象事業年度分) ※新規に申請する場合、完成工事高が2年平均の場合は前期分、3年平均の場合は前々期分も必要です。 ※電子申告の場合は、電子申告データ及び受信通知を出力したもの ※免税業者は除く ③工事台帳、総勘定元帳など請負額の実在性が確認できるものを、上記①、②に加えて追加で求めることがあります。
(3) 工事経歴書 (事前提出) ※ 工事経歴書は、消費税の課税業者は「税抜」、免税業者は「税込」で作成してください。 ※ 新規で申請される際に、前年度以前の実績がある場合は、年度毎に工事経歴書を作成してください。(2年平均の場合は2年度分、3年平均の場合は3年度分)	①工事請負契約書(注文書及び請書) ※工事経歴書に記載が必要な工事の内、請負金額の上位3件分(元請・下請合わせて金額の大きい順) ※発注者、受注者、請負金額、工期、工事名が確認できる部分が必要です。ただし、変更契約を行っている場合には、変更ごとの請負金額を確認できる部分を追加してください。 ※工事経歴書に記載されている工事について契約書等がない場合は、工事の内容及び入金が確認できる書類(請求書、売上帳、通帳(写)、工事代金振込通知書等)(注1) ※JV工事の場合は、協定書等で出資比率が確認できる協定書等を追加で提出してください。 ※電子契約により工事請負契約を締結している場合は、①に加えて「原本性証明に関する資料」又は「入金確認書類」を求めることがあります。(注2) ②工事経歴書においてプレストレストコンクリート構造物工事、法面処理工事、鋼橋上部工事の施工実績がある場合は、当該工事に係る工事契約書及び仕様書等(工事経歴書に記載された請負金額の上位3件に該当する工事のみ) ③施工体制台帳等 申請内容に疑義がある場合、①及び②のほかにも、施工体制台帳やその他の書類を追加で求めることがあります。
(4) 社会性等	
雇用保険加入の有無	○審査基準日を含む年度分の「雇用保険料の領収書」及び「労働保険概算確定保険料申告書の控え」 ※口座振替制度を利用されている方は、上記申告書の控え及び厚生労働省から送付される「口座振替結果のお知らせ」を提示してください。
健康保険加入の有無 厚生年金保険加入の有無	○審査基準日を含む月分の「健康保険及び厚生年金保険の領収証書」又は「保険料納付済証明書」
建設業退職金共済組合加入の有無	○建設業退職金共済組合加入・履行証明書【原本提出】 (履行証明書の発行ができない場合は原則加算対象外) ※承継等にかかる経営事項審査の場合で、証明書が発行できない際はご相談ください。

→削除

	<p>(2)企業年金制度導入の場合（下記のいずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金基金への「加入を証明する書面」もしくは審査基準日を含む月の「厚生年金基金領収書」 ○「適格退職年金契約書」、「確定拠出年金(企業型)契約書」、「確定給付金型企業年金契約書」、「規約型年金契約書」
法定外労働災害補償制度加入の有無	<p>○(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会若しくは全日本火災共済協同組合連合会等の中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者の労働災害補償制度の「加入を証明する書面」又は保険会社の「保険証券」</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること ②死亡及び障害等級第1級から第7級までを対象としていること ③下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象としていることが確認できるものに限る。 <p>○政府の労働災害補償保険「領収書等」（準記名式の場合のみ）</p>
若年技術職員の継続的な育成及び確保	※(5)の「技術職員名簿」にて確認します。
新規若年技術職員の育成及び確保	※(5)の「技術職員名簿」にて確認します。
CPD単位取得数	<p>CPD 単位取得を確認するための書類（証明期間が審査基準日から遡って1年間のもの）</p> <p>※ CPD 単位取得数及び技術レベル向上者数の両方に 0 を記入した場合には提出不要です。</p> <p>◇ 別記様式第4号「CPD 単位を取得した技術者名簿」【提出】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎ 別記様式第4号「CPD 単位を取得した技術者名簿」の記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 記載する者 審査基準日前 6 か月を超えて恒常的雇用をしていて、(5)の技術職員名簿に記載していない者のうち次の要件のいずれかに該当する者を CPD 単位取得の有無に関わらず全て記載してください。（雇用している職員の常勤性が認められる賃金は、月額80,000円以上です。ただし、個人事業主の親族（同一生計等）で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。） (ア) 営業所技術者等になれる者 (イ) 1級又は2級の第一次検定に合格した者 ○ CPD 単位 審査基準日から遡って1年間で取得した数値を、CPD 認定団体ごとに後述の CPD 認定団体一覧表に記載している数値で割り、30 をかけた数値を記載してください（小数点以下切り捨て）。30 を超える場合は「30」と記載してください。 </div> <p>◇ 別記様式第4号に記載した者のうち、CPD 単位を取得している者について、CPD 認定団体が発行した単位取得を証する書面等の写し及び(5)技術職員名簿④及び⑤に記載の常勤確認書類</p>
技能レベル向上者数	<p>技能レベル向上を確認するための書類</p> <p>※ CPD 単位取得数及び技能レベル向上者数の両方に 0 を記入した場合には提出不要です。</p> <p>◇ 別記様式第5号「技能者名簿」【提出】</p>

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	<p>(1)退職一時金制度導入の場合（下記のいずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業退職金共済制度への「加入を証明する書面」 ○特定退職金共済団体制度への「加入を証明する書面」 ○労働基準監督署の受付印のある「就業規則」又は「労働協約」 <p>(2)企業年金制度導入の場合（下記のいずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金基金への「加入を証明する書面」もしくは審査基準日を含む月の「厚生年金基金領収書」 ○「適格退職年金契約書」、「確定拠出年金(企業型)契約書」、「確定給付金型企業年金契約書」、「規約型年金契約書」
法定外労働災害補償制度加入の有無	<p>○(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会若しくは全日本火災共済協同組合連合会等の中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者の労働災害補償制度の「加入を証明する書面」又は保険会社の「保険証券」</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること ②死亡及び障害等級第1級から第7級までを対象としていること ③下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象としていることが確認できるものに限る。 <p>○政府の労働災害補償保険「領収書等」（準記名式の場合のみ）</p>
若年技術職員の継続的な育成及び確保	※(5)の「技術職員名簿」にて確認します。
新規若年技術職員の育成及び確保	※(5)の「技術職員名簿」にて確認します。
CPD単位取得数	<p>CPD 単位取得を確認するための書類（証明期間が審査基準日から遡って1年間のもの）</p> <p>※ CPD 単位取得数及び技術レベル向上者数の両方に 0 を記入した場合には提出不要です。</p> <p>◇ 別記様式第4号「CPD 単位を取得した技術者名簿」【提出】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎ 別記様式第4号「CPD 単位を取得した技術者名簿」の記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 記載する者 審査基準日前 6 か月を超えて恒常的雇用をしていて、(5)の技術職員名簿に記載していない者のうち次の要件のいずれかに該当する者を CPD 単位取得の有無に関わらず全て記載してください。（雇用している職員の常勤性が認められる賃金は、月額80,000円以上です。ただし、個人事業主の親族（同一生計等）で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。） (ア) 営業所技術者等になれる者 (イ) 1級又は2級の第一次検定に合格した者 ○ CPD 単位 審査基準日から遡って1年間で取得した数値を、CPD 認定団体ごとに後述の CPD 認定団体一覧表に記載している数値で割り、30 をかけた数値を記載してください（小数点以下切り捨て）。30 を超える場合は「30」と記載してください。 </div> <p>◇ 別記様式第4号に記載した者のうち、CPD 単位を取得している者について、CPD 認定団体が発行した単位取得を証する書面等の写し及び(5)技術職員名簿④及び⑤に記載の常勤確認書類</p>

技能レベル向上者数	<p>◎ 別記様式第5号「技能者名簿」の記載方法</p> <p>○ 記載する者 審査基準日前6か月を超えて恒常的雇用をしていて、次の要件の全てに該当する者を技能レベル向上の有無に関わらず全て記載してください。(雇用している職員の常勤性が認められる賃金は、月額80,000円以上です。ただし、個人事業主の親族(同一生計等)で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。)</p> <p>(ア) 審査基準日以前3年間に施行体制台帳及び再下請負通知書に係る「建設工事従事者に関する事項」(いわゆる作業員名簿)の記載対象となっていること。 (イ) 建設工事の施工の管理のみに従事した者でないこと</p> <p>◇ 別記様式第5号に記載した者のうち、レベル向上の有無又は控除対象のいずれかに○印を記入した者について、能力評価基準により受けた評価を証する書面の写し及び(5)技術職員名簿④及び⑤に記載の常勤確認書類 ◇ 申請者が作成建設業者又は下請負人となった審査基準日時点で稼働している建設工事に関する施行体制台帳のうち、申請者に所属する建設工事に従事する者に関する氏名、生年月日、年齢、職種及び健康保険・年金保険・雇用保険の加入状況が確認できる部分(いわゆる作業員名簿)</p>
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	○基準適合一般事業主認定通知書の写し
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	○基準適合一般事業主認定通知書の写し
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	○基準適合一般事業主認定通知書の写し
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	○建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(通知様式第6号)【提出】
建設技能者を大切に する企業の自主宣言 制度の宣言の有無	<p>○「建設技能者を大切に する企業の自主宣言 制度」に関する誓約書(通知様式第7号)【提出】</p> <p>○自主宣言制度において宣言していることを証する書面(写)【提出】 ※ 自主宣言制度ホームページ(https://jishusengen.mlit.go.jp/search.html) における各宣言企業の詳細ページのうち「宣言内容」をダウンロードすることで取得可能。</p>
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	<p>○平成23年4月1日以降に再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた場合、手続開始が決定されたことを証する書面 裁判所から送付される手続開始決定通知書</p> <p>○審査対象営業年度に再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けた場合は、手続終結が決定されたことを証する書面 官報公告等</p>
防災協定締結の有無	<p>○国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定(写)</p> <p>○団体が国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定を締結している場合 申請者が団体に加入していること及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類(基準日現在の状況が確認出来る証明書)</p>

技能レベル向上者数	<p>技能レベル向上を確認するための書類 ※ CPD 単位取得数及び技能レベル向上者数の両方に 0 を記入した場合には提出不要です。 ◇ 別記様式第5号「技能者名簿」【提出】</p> <p>◎ 別記様式第5号「技能者名簿」の記載方法</p> <p>○ 記載する者 審査基準日前6か月を超えて恒常的雇用をしていて、次の要件の全てに該当する者を技能レベル向上の有無に関わらず全て記載してください。(雇用している職員の常勤性が認められる賃金は、月額80,000円以上です。ただし、個人事業主の親族(同一生計等)で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。)</p> <p>(ア) 審査基準日以前3年間に施行体制台帳及び再下請負通知書に係る「建設工事従事者に関する事項」(いわゆる作業員名簿)の記載対象となっていること。 (イ) 建設工事の施工の管理のみに従事した者でないこと</p> <p>◇ 別記様式第5号に記載した者のうち、レベル向上の有無又は控除対象のいずれかに○印を記入した者について、能力評価基準により受けた評価を証する書面の写し及び(5)技術職員名簿④及び⑤に記載の常勤確認書類 ◇ 申請者が作成建設業者又は下請負人となった審査基準日時点で稼働している建設工事に関する施行体制台帳のうち、申請者に所属する建設工事に従事する者に関する氏名、生年月日、年齢、職種及び健康保険・年金保険・雇用保険の加入状況が確認できる部分(いわゆる作業員名簿)</p>
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	○基準適合一般事業主認定通知書の写し
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	○基準適合一般事業主認定通知書の写し
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	○基準適合一般事業主認定通知書の写し
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	○建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(通知様式第6号)【提出】
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	<p>○平成23年4月1日以降に再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた場合、手続開始が決定されたことを証する書面 裁判所から送付される手続開始決定通知書</p> <p>○審査対象営業年度に再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けた場合は、手続終結が決定されたことを証する書面 官報公告等</p>
防災協定締結の有無	<p>○国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定(写)</p> <p>○団体が国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定を締結している場合 申請者が団体に加入していること及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類(基準日現在の状況が確認出来る証明書)</p>

監査の受審状況	<p>○会計監査人設置の場合 有価証券報告書又は監査証明書【提出】</p> <p>○会計参与設置の場合 会計参与報告書【提出】</p> <p>○経理処理の適正を確認した書類の提出の場合 自社の常勤している従業員のうち、公認会計士であって公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者、税理士であって所属税理士会が認定する研修を受講した者又は1級登録経理士試験に合格した者で下記②-3の要件を満たす者が作成した経理処理の適正を確認した旨の書類及び確認項目表【提出】</p>
公認会計士等の数 二級経理試験合格者数	<p>①資格者証又は合格証（※②-3イの場合を除いて毎年度必要です）</p> <p>②-1 公認会計士については、公認会計士法第28条の規定による研修を受講したことを証するもの</p> <p>②-2 税理士については、所属税理士会が認定する研修を受講したことを証するもの</p> <p>②-3 登録経理試験に合格した者については、要件を満たすことを証するもの ア 登録経理士試験に合格した者であって合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者 → 資格者証又は合格証 イ 登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者 → 講習の受講修了証</p> <p>③常勤性が確認できる書類（「技術職員名簿」の確認書類参照）</p>
研究開発費	○規則別記様式第17号の2による注記表(会計監査人設置会社のみ)
建設機械の所有及びリース台数	<p>①対象機種を確認するための書類 別紙確認様式1「建設機械の保有状況一覧表」【提出】</p> <p>②保有状況を確認するための書類 ○自社所有の場合 (i) 償却資産（固定資産）申告書及び種類別明細書（市町村受付印のあるもの） ※小型特殊自動車については、軽自動車税納税証明書での確認も可とする。 （「建設機械の保有状況一覧表」の備考欄に軽自動車税納税証明書に記載されている車両番号を記載のこと） (ii) 売買・譲渡契約書又は道路運送車両法第33条に基づく譲渡証明書 ○リース・レンタル契約の場合 リース・レンタル契約書</p> <p>注意：審査基準日から1年7か月以上契約期間が残っていることが必要です。但し、契約書面に自動更新できる旨の条項が明記されている場合は、上記確認様式1にある誓約書欄に記名することにより、1年7か月未満でも評価対象となります。</p> <p>また、契約書面に自動更新できる旨の条項が明記されていない場合でも、賃借人がリース契約期間満了後、買い取るか、更新するか等を選択できる条項がある場合も同様に上記確認様式1にある誓約書欄に記名することにより、1年7か月未満でも評価対象となります。 なお、契約書面にリース契約満了後、買い取りや自動更新等の条項がない場合については、賃借人がリース契約終了後直ちに建設機械を買い取るなど、将来にわたって建設機械を保有している状態が変わらないと認められるときは、賃借人と貸借人による所有権移転やリース契約延長等の誓約により評価対象とします。この場合、上記確認様式1に加え、両者が記名している書面（様式は任意）を提出していただく必要があります。</p> <p>※納品書、出庫伝票等は不可。</p>

監査の受審状況	<p>○会計監査人設置の場合 有価証券報告書又は監査証明書【提出】</p> <p>○会計参与設置の場合 会計参与報告書【提出】</p> <p>○経理処理の適正を確認した書類の提出の場合 自社の常勤している従業員のうち、公認会計士であって公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者、税理士であって所属税理士会が認定する研修を受講した者又は1級登録経理士試験に合格した者で下記②-3の要件を満たす者が作成した経理処理の適正を確認した旨の書類及び確認項目表【提出】</p>
公認会計士等の数 二級経理試験合格者数	<p>①資格者証又は合格証（※②-3イの場合を除いて毎年度必要です）</p> <p>②-1 公認会計士については、公認会計士法第28条の規定による研修を受講したことを証するもの</p> <p>②-2 税理士については、所属税理士会が認定する研修を受講したことを証するもの</p> <p>②-3 登録経理試験に合格した者については、要件を満たすことを証するもの ア 登録経理士試験に合格した者であって合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者 → 資格者証又は合格証 イ 登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者 → 講習の受講修了証</p> <p>③常勤性が確認できる書類（「技術職員名簿」の確認書類参照）</p>
研究開発費	○規則別記様式第17号の2による注記表(会計監査人設置会社のみ)
建設機械の所有及びリース台数	<p>①対象機種を確認するための書類 別紙確認様式1「建設機械の保有状況一覧表」【提出】</p> <p>②保有状況を確認するための書類 ○自社所有の場合 (i) 償却資産（固定資産）申告書及び種類別明細書（市町村受付印のあるもの） ※小型特殊自動車については、軽自動車税納税証明書での確認も可とする。 （「建設機械の保有状況一覧表」の備考欄に軽自動車税納税証明書に記載されている車両番号を記載のこと） (ii) 売買・譲渡契約書又は道路運送車両法第33条に基づく譲渡証明書 ○リース・レンタル契約の場合 リース・レンタル契約書</p> <p>注意：審査基準日から1年7か月以上契約期間が残っていることが必要です。但し、契約書面に自動更新できる旨の条項が明記されている場合は、上記確認様式1にある誓約書欄に記名することにより、1年7か月未満でも評価対象となります。</p> <p>また、契約書面に自動更新できる旨の条項が明記されていない場合でも、賃借人がリース契約期間満了後、買い取るか、更新するか等を選択できる条項がある場合も同様に上記確認様式1にある誓約書欄に記名することにより、1年7か月未満でも評価対象となります。 なお、契約書面にリース契約満了後、買い取りや自動更新等の条項がない場合については、賃借人がリース契約終了後直ちに建設機械を買い取るなど、将来にわたって建設機械を保有している状態が変わらないと認められるときは、賃借人と貸借人による所有権移転やリース契約延長等の誓約により評価対象とします。この場合、上記確認様式1に加え、両者が記名している書面（様式は任意）を提出していただく必要があります。</p> <p>※納品書、出庫伝票等は不可。</p>

	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共有名義のものは認められません。 ・兼業としてリース、レンタル会社を営む場合、賃貸目的で所有している建設機械は認められません。賃貸目的以外の建設機械のみを評価対象とします。 </div> <p>③建設機械が正常に稼働することを確認するための書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ ダンプ車（公道走行可能かつ土砂の運搬が可能なもの）、アスファルト・フィニッシャー <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車検査証 ※ 検査証記載の「初年度登録年月」が審査基準日以前のもので、かつ審査基準日が検査証記載の「有効期限の満了する日」以前のもの ※ 備考欄に、事業の種類「建」または「営〇〇〇〇（建）」と国土交通大臣から指定を受けた表示番号がなくても加点対象となります。 ※ 備考欄に、土砂の運搬を禁止する旨の記載がある場合は加点対象になりません。 ※ 電子車検証の場合は、自動車検査記録事項も併せて添付してください。 ◇ 移動式クレーン <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動式クレーン検査証 ※ 審査基準日が検査証記載の有効期間内のもの ◇ その他の建設機械 <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定自主検査記録表 ※ 審査基準日以前1年以内のもの <p>※ 上記確認書類①、②、③は、すべて必要です。ただし、③の自動車検査証で所有を確認できる場合には、②は省略可能です。</p> <p>※ また、②の自社所有の場合は、(i)の書面で確認します。</p> <p>※ (i)の書面で確認できない場合は、(ii)の書面で確認します。</p>
<p>エコアクション21の 認証の有無</p>	<p>○一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」 ※審査基準日が認定・登録日以降であり、有効期限以前であること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所が複数ある場合は、許可を受けたすべての営業所が認証範囲に含まれていること。 ・認定範囲が建設業に関連すると認められる場合が対象となります。 </div>
<p>ISO9001の認 証の有無</p>	<p>○国際標準化機構（ISO）第9001号の規格により登録されていることを証明する書類（付属書含む）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所が複数ある場合は、許可を受けたすべての営業所が認証範囲に含まれていること。 ・ISOの認証範囲が建設業に関連すると認められる場合が対象となります。 </div>
<p>ISO14001の 認証の有無</p>	<p>○国際標準化機構（ISO）第14001号の規格により登録されていることを証明する書類（付属書含む）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所が複数ある場合は、許可を受けたすべての営業所が認証範囲に含まれていること。 ・ISOの認証範囲が建設業に関連すると認められる場合が対象となります。 </div>

	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共有名義のものは認められません。 ・兼業としてリース、レンタル会社を営む場合、賃貸目的で所有している建設機械は認められません。賃貸目的以外の建設機械のみを評価対象とします。 </div> <p>③建設機械が正常に稼働することを確認するための書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ ダンプ車（公道走行可能かつ土砂の運搬が可能なもの） <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車検査証 ※ 検査証記載の「初年度登録年月」が審査基準日以前のもので、かつ審査基準日が検査証記載の「有効期限の満了する日」以前のもの ※ 備考欄に、事業の種類「建」または「営〇〇〇〇（建）」と国土交通大臣から指定を受けた表示番号がなくても加点対象となります。 ※ 備考欄に、土砂の運搬を禁止する旨の記載がある場合は加点対象になりません。 ※ 電子車検証の場合は、自動車検査記録事項も併せて添付してください。 ◇ 移動式クレーン <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動式クレーン検査証 ※ 審査基準日が検査証記載の有効期間内のもの ◇ その他の建設機械 <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定自主検査記録表 ※ 審査基準日以前1年以内のもの <p>※ 上記確認書類①、②、③は、すべて必要です。ただし、③の自動車検査証で所有を確認できる場合には、②は省略可能です。</p> <p>※ また、②の自社所有の場合は、(i)の書面で確認します。</p> <p>※ (i)の書面で確認できない場合は、(ii)の書面で確認します。</p>
<p>エコアクション21の 認証の有無</p>	<p>○一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」 ※審査基準日が認定・登録日以降であり、有効期限以前であること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所が複数ある場合は、許可を受けたすべての営業所が認証範囲に含まれていること。 ・認定範囲が建設業に関連すると認められる場合が対象となります。 </div>
<p>ISO9001の認 証の有無</p>	<p>○国際標準化機構（ISO）第9001号の規格により登録されていることを証明する書類（付属書含む）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所が複数ある場合は、許可を受けたすべての営業所が認証範囲に含まれていること。 ・ISOの認証範囲が建設業に関連すると認められる場合が対象となります。 </div>
<p>ISO14001の 認証の有無</p>	<p>○国際標準化機構（ISO）第14001号の規格により登録されていることを証明する書類（付属書含む）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所が複数ある場合は、許可を受けたすべての営業所が認証範囲に含まれていること。 ・ISOの認証範囲が建設業に関連すると認められる場合が対象となります。 </div>

(5) 技術職員名簿 (事前提出)
 ※ 記載できる技術職員は、審査基準日前6か月を超える恒常的雇用が必要です。
 ※ 雇用している職員の常勤性を賃金で確認する場合は、月額80,000円以上が必要です。
 ただし、個人事業主の親族(同一生計等)で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。
 なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。
 ※ 記載順については、生年月日順(年長者→年少者)で記載いただくよう協力願います。
 ※ 右記確認書類の内、①、②、③のいずれかに該当する方について、④及び⑤が必要です。
 ⑥、⑦は該当者がいる場合のみ提出してください。

① 監理技術者
 「監理技術者資格者証(写)」及び「監理技術者講習修了証(写)」

② 基幹技能者
 「登録基幹技能者講習修了証(写)」

③ その他の技術者
 技術職員の資格を証する書類(写)
 ※ 事前に「入札参加資格審査申請書第5号(和歌山県内建設業者)」や許可申請時の届出により県が資格者証等を確認済みであれば不要

④ 常勤性の確認
 ⑤ 6か月を超える雇用の確認

区分	④ 常勤性が確認できる書類	⑤ 6か月を超える雇用の確認書類
㉞ CCUS加入事業者	技能者情報(帳票1-1) ※直近のもの	技能者情報(帳票1-1) ※直近のもの
㉟ 社会保険加入者	健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等	審査基準日に対して適用年月が6か月より前の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等(注3)
㊱ 雇用保険加入者	-	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届(様式第4号)
㊲㊳㊴を用意できない方	住民税特別徴収税額を通知する書面 貸金台帳(写) 源泉徴収簿(写)	住民税特別徴収税額を通知する書面 貸金台帳(写) 源泉徴収簿(写)

○専従者
 所得税の申告書で個人事業主の「専従者」であることが確認できれば、常勤性の確認において8万円以上でなくても良い。また6か月超雇用の確認についても、所得税の申告書での確認を可とする。

○個人事業主本人
 確認書類の提示は不要。
 上記の表に記載のうち、④『常勤性が確認できる書類』から1点、⑤『6か月を超える雇用の確認書類』から1点、合計2点をご提出ください。(⑦、⑧の優先する。)

⑥ 審査対象年において新規に技術者になった方の確認(該当者のみ)
 ※「審査対象年」とは、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の開始日の前1年のこと。
 前回受審していない場合または前回の審査基準日が今回の審査基準日の前年同日でない場合は、審査対象年に新規に技術者となったことがわかる書面
 例：雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届、貸金台帳(写)、源泉徴収簿、技術職員の資格を証する書面 等

⑦ 高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者 ※該当者のみ
 ・常時10人以上の労働者を使用する会社の場合は、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則。(なお、別記様式第3号の対象技術職員名簿は提出書類です。)

(注1) 申請内容により、別途追加資料を提出していただく場合があります。
 新規に受審する場合、「完成工事高」及び「工事経歴書」については、2年平均選択の場合は2年分、3年平均を選択の場合は3年分が必要です。

(5) 技術職員名簿 (事前提出)
 ※ 記載できる技術職員は、審査基準日前6か月を超える恒常的雇用が必要です。
 ※ 雇用している職員の常勤性を賃金で確認する場合は、月額80,000円以上が必要です。
 ただし、個人事業主の親族(同一生計等)で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。
 なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。
 ※ 記載順については、生年月日順(年長者→年少者)で記載いただくよう協力願います。
 ※ 右記確認書類の内、①、②、③のいずれかに該当する方について、④及び⑤が必要です。
 ⑥、⑦は該当者がいる場合のみ提出してください。

① 監理技術者
 「監理技術者資格者証(写)」及び「監理技術者講習修了証(写)」

② 基幹技能者
 「登録基幹技能者講習修了証(写)」

③ その他の技術者
 技術職員の資格を証する書類(写)
 ※ 事前に「入札参加資格審査申請書第5号(和歌山県内建設業者)」や許可申請時の届出により県が資格者証等を確認済みであれば不要

④ 常勤性の確認
 ⑤ 6か月を超える雇用の確認

区分	④ 常勤性が確認できる書類	⑤ 6か月を超える雇用の確認書類
㉞ CCUS加入事業者	技能者情報(帳票1-1) ※直近のもの	技能者情報(帳票1-1) ※直近のもの
㉟ 社会保険加入者	健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等	審査基準日に対して適用年月が7か月以上前の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等
㊱ 雇用保険加入者	-	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届(様式第4号)
㊲㊳㊴を用意できない方	住民税特別徴収税額を通知する書面 貸金台帳(写) 源泉徴収簿(写)	住民税特別徴収税額を通知する書面 貸金台帳(写) 源泉徴収簿(写)

○専従者
 所得税の申告書で個人事業主の「専従者」であることが確認できれば、常勤性の確認において8万円以上でなくても良い。また6か月超雇用の確認についても、所得税の申告書での確認を可とする。

○個人事業主本人
 確認書類の提示は不要。
 上記の表に記載のうち、④『常勤性が確認できる書類』から1点、⑤『6か月を超える雇用の確認書類』から1点、合計2点をご提出ください。(⑦、⑧の優先する。)

⑥ 審査対象年において新規に技術者になった方の確認(該当者のみ)
 ※「審査対象年」とは、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の開始日の前1年のこと。
 前回受審していない場合または前回の審査基準日が今回の審査基準日の前年同日でない場合は、審査対象年に新規に技術者となったことがわかる書面
 例：雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届、貸金台帳(写)、源泉徴収簿、技術職員の資格を証する書面 等

⑦ 高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者 ※該当者のみ
 ・常時10人以上の労働者を使用する会社の場合は、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則。(なお、別記様式第3号の対象技術職員名簿は提出書類です。)

(注1) 申請内容により、別途追加資料を提出していただく場合があります。
 新規に受審する場合、「完成工事高」及び「工事経歴書」については、2年平均選択の場合は2年分、3年平均を選択の場合は3年分が必要です。

(注2)

電子契約とは、電子署名及び認証業務に関する法律及びその他関係書類に基づく、電子署名を利用した契約書をいいます。「原本性証明に関する書類」とは、契約の当事者でない第三者が電子契約書類の原本性を証明する証明書類をいいます。証明書類の取得に要する費用は申請者のご負担願います。

(注3)

審査基準日に対して適用年月が6か月より前の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書とは、審査基準日の6か月前に当たる日が属する月の前月以前を適用年月としている健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書のことで、6か月前に当たる日については、26ページの参考2を参照願います。例えば、令和8年3月31日が審査基準日である場合、6か月前に当たる日は令和7年10月1日となり、適用年月が令和7年9月以前である健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等により、6か月を超える雇用の確認を行うこととなります。

(注4)

- 審査基準日以降に退職している者は、
・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）
・離職票
・賃金台帳 等で確認します。

1.1. 加点対象となる建設機械

- 審査基準日に建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結している場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとします（最大15台）。
・ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、ダンプ車、アスファルト・フィニッシャー、移動式クレーン、不整地運搬車、高所作業車、締固め用機械、解体用機械 下表に適合するもの。

Table with 5 columns: 建設機械抵当法の区分, 使用の要件, 建設機械の区分, 区分のポイント, (補足). Rows include categories like ショベル系掘削機, ブルドーザー, トラクターショベル, モーターグレーダー, ダンプ車, アスファルト・フィニッシャー, 不整地運搬車, 高所作業車, 締固め用機械, 解体用機械.

(注2)

電子契約とは、電子署名及び認証業務に関する法律及びその他関係書類に基づく、電子署名を利用した契約書をいいます。「原本性証明に関する書類」とは、契約の当事者でない第三者が電子契約書類の原本性を証明する証明書類をいいます。証明書類の取得に要する費用は申請者のご負担願います。

(注3)

- 審査基準日以降に退職している者は、
・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）
・離職票
・賃金台帳 等で確認します。

1.1. 加点対象となる建設機械

- 審査基準日に建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結している場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとします（最大15台）。
・ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、移動式クレーン、ダンプ車、高所作業車、締固め用機械、解体用機械 下表に適合するもの。

Table with 5 columns: 建設機械抵当法の区分, 仕様の要件, 建設機械の区分, 区分のポイント, (補足). Rows include categories like ショベル系掘削機, ブルドーザー, トラクターショベル, モーターグレーダー, ダンプ車, 高所作業車, 締固め用機械, 解体用機械.